第二十八条の二中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に改め、同条第一項中「第三十六条の二十三の二第二項第三号」を「第百三十一条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第三十六条の二十三の二第二項第四号」を「第百三十一条第二項第四号」に改める。

第二十九条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十七」を「第百三十五条」に改め、同条第一項第三号中「第三十九条の五第二号」を「第百四十条第二号」に改め、同条第二項中「第三十九条の十一第一項各号」を「第百四十六条第一項各号」に改める。

第三十条第一項中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十七」を「第百三十五条」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（国内登録ガス用品検査機関に係る規定の準用）

第三十二条　第二十六条から第三十条までの規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第二十六条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十八条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十八条」と、第二十七条第一項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第一項」と、同条第二項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第一項後段」と、同条第三項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百二十九条第二項」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百二十九条第二項」と、第二十八条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十条」と、第二十八条の二第一項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十一条第二項第三号」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十一条第二項第三号」と、同条第二項中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十一条第二項第四号」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十一条第二項第四号」と、第二十九条及び第三十条中「法第百五十三条第二項において準用する法第百三十五条」とあるのは「法第百五十五条第二項において準用する法第百三十五条」と読み替えるものとする。

第三十三条中「第十条」を「第十二条」に改める。

第三十六条第一項中「第五十一条の二第四項」を「第百八十六条第四項」に改め、同条第二項中「第五十一条の二第五項」を「第百八十六条第五項」に改める。

様式第一中「第39条の3第2項第1号」を「第138条第2項第1号」に、「第39条の10第1項第1号」を「第145条第1項第1号」に改める。

様式第二中「第39条の3第2項第2号」を「第138条第2項第2号」に、「第39条の10第1項第2号」を「第145条第1項第2号」に改める。

様式第三中「第39条の5」を「第140条」に改める。

様式第四中「第39条の6第2項」を「第141条第2項」に改める。

様式第八中「第39条の7」を「第142条」に改める。

様式第九中「第39条の8」を「第143条」に改める。

様式第十二中「ガス事業法第39条の14の2第1項」を「ガス事業法第150条第1項」に、「第39条の14の4」を「第152条」に、「第36条の19第2項」を「第126条第2項」に、「第39条の14の2第1項」を「第123条」に、「第39条の11第1項」を「第146条第1項」に、「第36条の19第1項」を「第126条第1項」に改める。

様式第十三中「第39条の15第2項」を「第153条第2項」に、「第39条の16第2項」を「第155条第2項」に、「第36条の22第1項」を「第129条第1項」に改める。

様式第十五中「第39条の15第2項」を「第153条第2項」に、「第39条の16第2項」を「第155条第2項」に、「第36条の23」を「第130条」に改める。

様式第十六中「第51条の2第4項」を「第186条第4項」に改める。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改める。

第三条の三第六号中「同条第一項第一号」を「同号」に改める。

第三条の四第二項に次の一号を加える。

四　指定の期限

第三条の七第一項中「第三条の四第一号」を「第三条の四第一項第一号」に改める。

第四条第一項第二号の表ガスに関する基礎知識の項中「第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第四条の三中「届出書」を「申請書」に改める。

第四条の七第三号中「、第四条の三」を削り、同条第四号中「、第二項」を「若しくは第二項」に改める。

第五条第一項の表法第四条第一項第一号の指定をしたとき。の項に次の一号を加える。

四　指定の期限

第五条第一項の表第三条の五の規定による届出があつたとき。の項中「とき」の下に「（代表者の氏名の変更のみの届出の場合は除く）」を加え、同項の次に次のように加える。

第三条の六第一項の規定による更新をしたとき。	一　指定の更新年月日 二　指定資格講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名 三　資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地 四　指定の期限

第五条第一項の表第四条の三の規定による届出があつたとき。の項中「届出があつた」を「承認をした」に改め、「住所」の下に「並びに代表者の氏名」を加える。

第五条第一項の表第四条の七の規定により指定を取り消し、又は指定資格講習事業の全部若しくは一部の停止を命じたとき。の項中「住所」の下に「並びに代表者の氏名」を加える。

第六条第一号ハ中「（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号ホ中「液化石油ガス法律」を「液化石油ガス法」に、「第三項」を「第二十五条第三項」に改める。

第八条の三中「指定認定講習機関の当該指定に係る事業」を「指定認定講習事業」に改め、「認定講習受講者」と」の下に「第四条の七第二号中「第四条第三項」とあるのは「第八条の四第三項」と」を加える。

第十条の二中「指定再講習機関の当該指定に係る事業」を「指定再講習事業」に、「第四条の七第二項」を「第四条の七第二号」に改める。

様式第三から様式第四の三までを次のように改める。

様式第3（第3条の6関係）

指定資格講習機関更新申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　所

名称及び代表者の氏名　　印